

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月30日
【会社名】	日本山村硝子株式会社
【英訳名】	Nihon Yamamura Glass Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 山村 幸治
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市西向島町15番 1
【電話番号】	(0 6) 4 3 0 0 - 6 0 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 井料田 保二
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿 6 丁目14番 1 号 新宿グリーンタワービル20階 (東京本社)
【電話番号】	(0 3) 3 3 4 9 - 7 2 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 井料田 保二
【縦覧に供する場所】	日本山村硝子株式会社 東京本社 (東京都新宿区西新宿 6 丁目14番 1 号 新宿グリーンタワービル20階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月28日開催の当社第88期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2円50銭 総額262,387,603円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定の更なる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款について、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

併せて、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関して規定を新設する。また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、山村幸治、上高雄樹、小林史吉および明神裕を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、谷上嘉規、井上善雄、高坂佳郁子および泉豊禄を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「月額1,200万円以内」と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を「月額350万円以内」と定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	71,671	160	113	（注）1	可決（99.78%）
第2号議案	71,654	177	113	（注）2	可決（99.75%）
第3号議案				（注）3	
山村 幸治	66,746	5,085	113		可決（92.92%）
上高 雄樹	70,238	1,593	113		可決（97.78%）
小林 史吉	70,951	880	113		可決（98.77%）
明神 裕	70,953	878	113		可決（98.78%）
第4号議案				（注）3	
谷上 嘉規	70,915	916	113		可決（98.72%）
井上 善雄	70,127	1,704	113		可決（97.63%）
高坂 佳郁子	71,137	694	113		可決（99.03%）
泉 豊禄	71,123	708	113		可決（99.01%）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第5号議案	71,573	258	113	（注）1	可決（99.64％）
第6号議案	71,592	239	113	（注）1	可決（99.67％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以 上